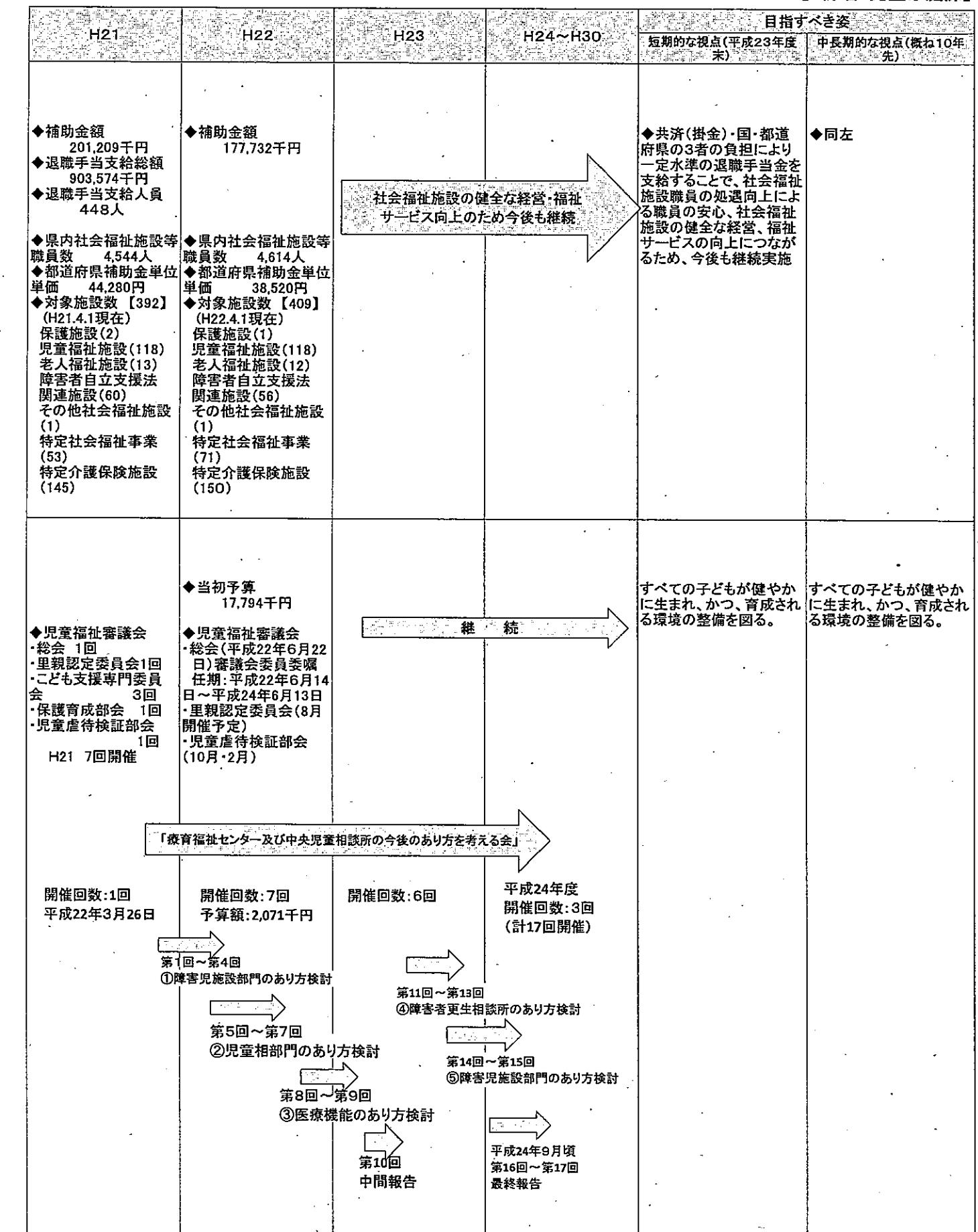


テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

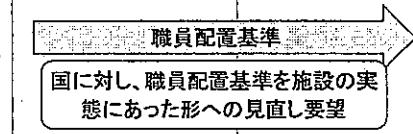
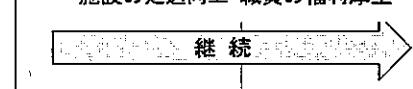
【課名:児童家庭課】

予算体系項目	現状	これまでの取組	課題	これからの対策	対象者		目指すべき姿
					区分	年齢	
I ともに支えあう地域づくり							
1 誰もが安心して暮らせる支えあいの仕組みづくり							
(5)施設サービスの充実 社会福祉施設職員等退職手当給付事業費		◆社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設職員の退職手当資金は、共済契約者と国、都道府県の補助金によりまかなわれている。 共済契約者＝施設経営法人 補助先：独立行政法人福祉医療機構 補助率：定額(国の定める基準単価×4月1日現在の被共済者数)	特になし	特になし	独立行政法人福祉医療機構を経由して社会福祉施設職員		◆同左
IV 次代を担うこども達を守り育てる環境づくり							
1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり		◆児童、妊娠婦、知的障害者の福祉に関するこどもを守ることを調査審議し、児童福祉行政の推進を図るため、児童福祉審議会を設置	◆委員 15名(児童福祉法では20名以内)を委嘱 ◆児童福祉法改正により、親の同意が得られない場合の家庭の承認を得て行う施設入所が、有期限化(2年)されたことにより、その後も措置を継続する必要がある場合は再度家裁に更新の承認申立てが必要となつたため、当初だけではなく更新の場合も審議会を開催することが必要となり、煩雑。	◆総会開催までに審議会委員の委嘱 ◆児童福祉法改正により、親の同意が得られない場合の家庭の承認を得て行う施設入所が、有期限化(2年)されたことにより、その後も措置を継続する必要がある場合は再度家裁に更新の承認申立てが必要となつたため、当初だけではなく更新の場合も審議会を開催することが必要となり、煩雑。	児童養護施設等	◆児童虐待検証部会において検証委員会の提言が確實に実施されているか、その取扱状況の確認と検証を行う。	◆児童の健やかな育ちを支える環境の整備を図る。



【課名:児童家庭課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	これからの対策 区分 年齢	対象者	目標すべき姿			
						H21	H22	H23	H24～H30
						短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)		
児童養護施設等児童措置費	<ul style="list-style-type: none"> ◆乳児院(1施設) 定員 30名 県内唯一の乳児院であり、常に満床に近い状態である。 ◆児童養護施設(8施設) 定員 431名 国の職員配置基準(加算分を含む)に対する職員定数超過率は124%である。常に定員まで措置されている訳ではない。 ◆情緒障害児短期治療施設(1施設) 定員 30名(暫定26名)(通所 暫定1名) 通所については、0名。 このまま0名の状態が続くと、通所については、H23年度は定員が1名となってしまう。 ◆児童家庭支援センター 3施設 ◆児童自立援助ホーム 1施設 ◆助産施設委託 5施設 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ケア形態の小規模化の推進 ◆高知県里親連合会での制度説明の実施 ◆珠光寮と関係機関との連絡会を実施し、情短施設の役割と課題の整理や、措置児童の情報共有をし、より良い支援のあり方の検討を行う。 ◆自立援助ホーム(南風)の総会へ出席し、ホームの職員や入所児との交流(年1回) ◆情結障害児短期治療施設(1施設) 定員 30名(暫定26名)(通所 暫定1名) 通所については、0名。 このまま0名の状態が続くと、通所については、H23年度は定員が1名となってしまう。 ◆児童家庭支援センター 3施設 ◆児童自立援助ホーム 1施設 ◆助産施設委託 5施設 	<ul style="list-style-type: none"> ◆被虐待児の措置が増える中で、よりきめ細かなケアが必要(児童養護施設基準超過率124%) ◆課題解消のため、児童福祉施設最低基準(厚生省令)に定める職員配置基準の見直しが必要 ◆中四国民生主管部長会などで見直しの要望を実施 ◆施設に提出してもらう、措置費の内訳調書様式の統一をすること。 ◆珠光寮の通所のあり方について検討が必要(このまま0名の状態が続くと、来年度は、定員が1名となってしまう。) ◆小規模グループケアの推進(耐震化終了後(H23末))には、実施していないのは、愛童園・愛仁園となってしまう) ◆措置費の実費分の用途が、各施設によって異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国の地方分権改革推進計画(H21.12月) <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は条例委任の方向 従うべき基準:「人員配置基準」、「居室面積基準」、「人権に直結する運営基準」 ◆地域主権戦略大綱 平成22年6月22日閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・地方の実態に合わせて地方の判断で規定することが可能となるよう「参酌基準」に見直すことなどを、国に要望していく。 ◆愛童園・愛仁園への、小規模グループケアの推進 ◆施設職員の正職員化の推進 	児童養護施設等	<p>当初予算 1,656,218千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆措置費加算について <ul style="list-style-type: none"> ・35人以上の施設で職員定数及び3歳児未満児、年少児定数を満たす施設に加算(聖園ベビー、愛童、南少) ・被虐待児への手厚い処遇を確保するための職員への加算(10施設) ・入所から退所に至るまでの総合的な家族調整を担う相談員配置加算(10施設) ・6人単位のユニットを設け、ケアを行うための職員の配置(7施設) ・心理療法担当職員加算(3施設) ・医療的ケア及び健康管理を行うため職員加算(1施設) <p>◆助産実績 17件</p> <p>◆助産申請件数(6月末現在) 11件</p>	 <p>国に対し、職員配置基準を施設の実態にあった形への見直し要望</p> <p>白蓮寮が、施設の耐震化を行っていないため、現在休止中</p>	<p>◆国の最低基準の見直し又は県の上乗せ助成による実態に合った職員配置の実現</p>	<p>◆ケア形態の小規模化の推進と、それに見合う職員配置の実現</p>
児童福祉施設等代替職員雇用事業費	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童養護施設等について、障害者や高齢者の施設とは異なり、児童を定員まで必ず確保できる訳ではない。 ◆「児童福祉施設最低基準」により職員の職種や定数が定められている。 ◆職員が産休や病休で長期休暇を取得する場合、代替職員が必要となるため、その職員の代者として雇用した場合のみ助成を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆昭和54年の事業開始以来、対象施設に補助し、施設における児童等の処遇の向上と職員の福利厚生を図ってきた 事業実績 H20 産休 13人 病休 1人 H21 産休 7人 	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設によって、産休者等の給与が無給のところがある。 ◆同内容で実施している教育委員会幼保支援課と協議しながら、事業の継続について協議していく。 ◆産休中の職員の給料について、就業規則で無給としている施設に対して、有給にするよう指導していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設等 	<p>当初予算 2,920千円 22年6月末現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆実績人数 産休 7人 ◆事業実績日数 産休 353日 ◆事業実績施設件数 ・児童養護施設 3件 ・知的障害児施設 1件 ・児童自立支援施設 2件 	 <p>施設の処遇向上・職員の福利厚生</p> <p>継続</p>	<p>◆引き続き対象施設への補助を行い、施設の処遇向上と職員の福利厚生を図る</p>	<p>◆基準単価、補助率等他の県の状況を参考に、適宜見直しを行い継続して事業を実施していく</p>	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

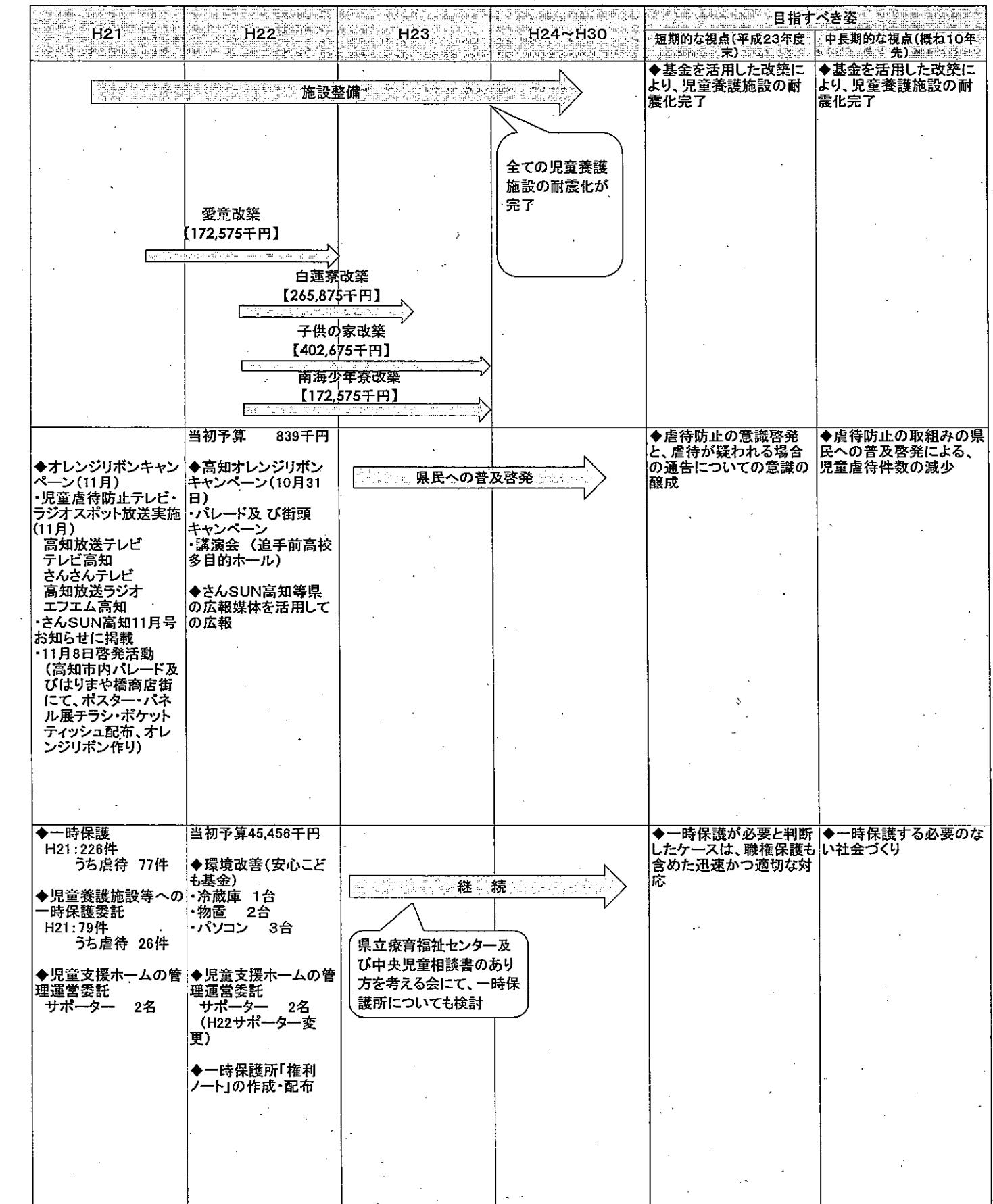
【課名:児童家庭課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったのか)	これからの対策 (今後何を実施するか)	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)	目標すべき姿
入所施設振興事業費	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童養護施設等民間の入所施設等が行う環境改善や入所児童の支援を充実するための取組みに対する助成のほか入所児童の権利擁護を推進するための取組みを実施 ◆児童養護施設等における国庫補助金等の対象にならない施設の増改築、修繕等について助成をしていたが、安心こども基金を活用することで、H22はゼロ査定。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童養護施設等が行う耐震診断、耐震対策の設備購入あるいは国庫補助金等によるい小規模な緊急修繕などに要する経費への助成 ◆高知県養護施設協議会が行う研修会の経費への助成 ◆入所児童が就職した場合の祝い金の支給 ◆施設が行う入所児童の学習サポート(家庭教師の雇用)経費への助成も行っていたが、措置費の学習指導加算の対象枠が拡大されたため廃止された。 ◆入所児童権利擁護ノート作成 	<ul style="list-style-type: none"> ◆厳しい財政状況のなかで、補助限度額等がない ◆予算額の推移 H22: 895千円 H21: 2,191千円 H20: 3,860千円 H19: 2,428千円 ※H20は、寄附金を活用した限り予算あり ◆児童養護施設等における国庫補助金等の対象にならない施設の増改築、修繕等について、安心こども基金をH22から活用しているが、安心こども基金が終了した後、施設の経営の安定並びに入所児童への処遇の向上図るために、継続する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設等のニーズを把握し、対応の要否等を検討し、入所児童への支援を充実するための取組みへの助成を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童養護施設等 ●祝金・施設等退所児童 							施設のニーズの把握
民間入所施設緊急整備事業費	<ul style="list-style-type: none"> 安心こども基金を活用し、児童養護施設等の入所児童等の生活向上のための環境改善への取り組みに対して助成 施設等にニーズ調査をし、老朽している遊具の撤去、新遊具の設置、建物の修繕、業務用冷蔵庫・洗濯機等備品整備を行った。 安芸和光寮については、改築の予定がなく、この補助金を活用し、屋上防水工事・外壁工事・風呂回収・廊下修繕・ベランダ手摺取替を行い、生活環境の改善を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆老朽化した遊具や冷蔵庫等の更新・新設、入所児童の生活環境の改善のための施設改修等に対して助成 	<ul style="list-style-type: none"> 安心こども基金の活用はH22年度末までであり、その後のニーズへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> H22年度中に可能な限りの環境改善の推進と、その後のニーズへの対応の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等 							<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急修繕等に柔軟に、かつ直ぐに対応できる制度を国で実現 ◆措置費という限られた財源で運営しており、修繕が必要となった場合、金額によっては対応が厳しい ◆ケア単位の小規模化の推進 ◆児童養護施設等については、児童を定員まで必ず措置できるものではないため、国庫補助金を活用できないような、緊急の修繕等について、県費にて事業実施をしていく。

【課名:児童家庭課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組	課題	これからの対策	対象者																		
事業名		(今まで何に取り組んできたか)	(今まで何に取り組んできなかったか)	(できなかったのか)	区分 年齢																		
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費	◆児童養護施設等の耐震化の状況 乳児園1施設 耐震化済み 児童養護施設8施設 改築済み・3施設 耐震化済み・1施設 児童自立支援施設 1施設 現在改築中 情緒障害児短期治療施設1施設 H18新築	◆国の施設整備補助金を活用し、順次改築を進めてきた ※H15博愛園 H20愛仁園・若草園	◆施設整備には、施設側の多大な財政負担を伴うため、改築が進まない状況 ◆ケア形態の小規模化による家庭的な雰囲気の中での支援の実施(耐震化終了後(H23末)には、実施していないのは、愛童園・愛仁園) ◆耐震化は終了しているが、第41年の聖園ベビーと聖園天使園が社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用して、改築ができないこと。	◆既存の補助制度より有利な「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」を活用し、H22、23年度で、耐震化されていない4つの児童養護施設を改築を推進し、居室の個室化や、ケア形態の小規模化した家庭的雰囲気の中での支援が可能となるよう環境整備を行う。 ◆愛童園・愛仁園に対して、小規模グループケアの推進	児童養護施設等																		
児童虐待防止対策事業費	◆18歳未満の子ども人口(H17)は、県統計課「人口移動調査」に基づく年齢別人口、H21は、住民基本台帳人口) H17 126,498人 ↓ H21 117,989人 (8,509人減) ◆児童虐待相談対応件数 H17 受付 248件 対応 164件 H21 受付 270件 対応 155件 ◆子ども人口が減少している中で、虐待相談は増加しており、子どもを取り巻く状況は悪化している。	◆児童虐待防止強調月間である11月にテレビ、ラジオでスポットCM放送 ◆オレンジリボンキャンペーン(11月)	◆事業効果が目に見えるにくい ◆虐待死亡事件以後、県民の関心が高まり、通告件数が増えている実態があり、それに対応できる普及啓発策の創設	◆少ない費用で今以上に有効な啓発方法の検討 ◆H21年度に、民間施設が中心となって行った。虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを県民の方に浸透させ、虐待防止の意識啓発のためのオレンジリボン運動を官民協働で実施・拡充。																			
中央一時保護所費	◆一時保護が必要な児童の保護 ◆虐待事例での一時保護と職権保護の状況	◆子どもの安全と最善の利益を優先し、一時保護に保護者の同意が得られない場合の職権による保護の積極的実施 ◆虐待事例での一時保護と職権保護の状況	◆一時保護所の環境改善	◆子どもの安全と最善の利益を優先した取組みの継続 ◆県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会において、子どもに関する総合的な相談機関のあり方について、検討を行う。	児童 18歳未満																		
一時保護の状況																							
<table border="1"> <tr> <td></td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td></tr> <tr> <td>受付件数</td><td>139</td><td>167</td><td>219</td><td>260</td><td>226</td></tr> <tr> <td>うち虐待</td><td>24</td><td>39</td><td>74</td><td>103</td><td>77</td></tr> </table>							H17	H18	H19	H20	H21	受付件数	139	167	219	260	226	うち虐待	24	39	74	103	77
	H17	H18	H19	H20	H21																		
受付件数	139	167	219	260	226																		
うち虐待	24	39	74	103	77																		



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで何に取り組んできたか)	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿																															
										短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)																														
中央児童相談所費 幡多児童相談所費	■児童相談所の組織・運営体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童及びその家庭について、専門職員等が調査並びに医学的、心理学的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。 ◆職員の増員 34人→42人→43人 H20 H21 H22 ◆児童虐待対応チーム拡充：7→11名 ◆里親支援担当チーフの配置 ◆児童心理司1名増(幡多児相) ◆管轄区域の変更(四十町) ◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆実施手順の見直し ◆毎月の定期点検 ◆児童福祉司マニュアルの作成・改訂 ◆アセスメントシート改訂 ◆計画的な人材確保 ◆児童虐待対応チームの設置 ◆外部専門家の定期的な招へい ◆児童虐待対応の先進地への派遣研修 ◆裁判所への法的手続きを弁護士に委託 	<ul style="list-style-type: none"> ◆スーパーバイズや進行管理等マネジメント力の向上 ◆職員の経験年数が短く専門性の確保と向上 ◆関係機関との連携の強化 ◆外部専門家の常勤雇用の実現・専門職のキャリア形成プランの策定 ◆児童福祉司と児童心理司がチームでケース対応が可能となるように心理司の増員を検討 ◆ITシステムを導入することによる事務処理 ◆ケース対応における関係機関との更なる連携強化 	児童 18歳未満	<p>当初予算 中央 348,369千円 幡多 66,687千円</p> <p>◆中央児童相談所に児童虐待対応チームを設置(チーム長以下7名体制) ◆里親(H21.4.1現在) 登録里親数 64名34世帯 (養育60名(うち専門1名)養子4名) 委託里親 6世帯 委託里子 15名 ◆里親制度改正に伴い、養育里親は研修受講が必要となったことから研修会を実施(未受講者は登録解除△22名 17世帯) ◆「里親月間」に併せて市町村広報紙に里親募集記事を掲載(10月)</p> <p>◆里親訪問(フォローミー) ◆新たな里親の登録に向けチラシの作製・配布 ◆四十町の所管見直し 幡多児相 1名増</p>	<p>◆ITシステムの導入(開発)</p> <p>児童相談所の組織・運営体制の強化</p> <p>計画的な人材(児童福祉司、児童心理司等)の確保・育成</p>	<p>◆市町村とともにケース対応が協同してできるいる</p> <p>◆児童相談所内の各課長が、ケースの適格なスーパーバイズができる</p> <p>◆施設・里親児童の心理ケアや自立支援について、施設・市町村・児童相談所による協働促進</p>	<p>◆主体的な対応を行っている市町村に、専門機関として充分な後方支援ができる</p> <p>◆児童相談所内で、各チーフが全ての相談に適格なスーパーバイズができる</p> <p>◆施設・里親児童の心理ケアや自立支援が、システムとして定着し、施設と市町村、児童相談所で活発に支援活動が実施されている</p>																																
	児童虐待相談対応件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付件数</td> <td>248</td> <td>242</td> <td>279</td> <td>302</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>対応件数</td> <td>164</td> <td>146</td> <td>158</td> <td>184</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>18歳未満人口</td> <td>126,498</td> <td>124,531</td> <td>122,022</td> <td>119,878</td> <td>117,989</td> </tr> <tr> <td>全国の対応件数</td> <td>34,472</td> <td>37,323</td> <td>40,639</td> <td>42,664</td> <td>44,210</td> </tr> </tbody> </table>		H17	H18	H19	H20	H21	受付件数	248	242	279	302	270	対応件数	164	146	158	184	155	18歳未満人口	126,498	124,531	122,022	119,878	117,989	全国の対応件数	34,472	37,323	40,639	42,664	44,210									
	H17	H18	H19	H20	H21																																				
受付件数	248	242	279	302	270																																				
対応件数	164	146	158	184	155																																				
18歳未満人口	126,498	124,531	122,022	119,878	117,989																																				
全国の対応件数	34,472	37,323	40,639	42,664	44,210																																				
	※18歳未満人口:H17は、県統計課「人口移動調査」に基づく年齢別人口 H18以降は、住民基本台帳人口																																								
	■市町村への支援																																								
	<ul style="list-style-type: none"> ◆専門職員や専任職員の配置が少ない ◆保健と福祉の連携が不十分 地域協議会への登録 児童数 1,276名のうち、乳児は 15名(1.2%) 特定妊婦 4名(0.3%) ◆施設入所児童への関わりが少ない ◆異動によりコーディネーターが育たない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆協議会設置への働きかけ ◆市町村児童家庭相談対応マニュアルの作成と改訂 ◆協議会の運営支援・市町村職員向け研修会の開催 ◆共通のアセスメントシート使用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村職員等の主体性と専門性の向上 ◆協議会の効果的運営・市町村の相談活動のための機器整備 ◆協議会の運営力の向上に対する支援(児童相談所の積極的参画) ◆要保護児童対策地域協議会での、コーディネーターの育成 ◆「実務者会議」が十分機能していないところがある。 ◆虐待ケース以外の進行管理(非行・要支援) ◆施設入所児の家庭復帰に向けた地域での取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ◆安心こども基金を活用した相談体制の整備への支援 ◆協議会の運営力の向上に対する支援(児童相談所の積極的参画) ◆学校や民生委員・児童委員などが連携し、虐待の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議への支援 ◆「実務者会議」が十分機能していないところがある。 ◆虐待ケース以外の進行管理(非行・要支援) ◆施設入所児の家庭復帰に向けた地域での取り組み 		<p>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援 児相参加回数 ・代表者会議 32回 (奈半利町・安田町・中土佐町・大月町・三原村開催なし) ・美術者会議 102回 (大月町・三原村開催なし) ・個別ケース会議 375回 (馬路村・大川村・三原村開催なし)</p> <p>◆市町村児童家庭相談担当新任研修(3コース) 33名</p> <p>◆市町村児童家庭相談担当研修(過去に新任研修を受講した職員を対象・4コース) 49名</p>	<p>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援及び地域支援者会議(高知市の中学校区)の立ち上げの支援</p> <p>三里地区以外に年度内に2箇所程度の設置に向け支援</p>	<p>◆県下全域市町村の児童家庭相談体制の強化 ・コーディネーターの養成 ・府内連携の促進</p>	<p>◆市町村が実質的に児童家庭相談の主体となる体制の確立 ・各市町村にコーディネーター及びそれを補佐する職員(次のコーディネーター)がいる体制の確立 ・専任・専門職の適正配置 ・府内連携の確立</p>																																

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

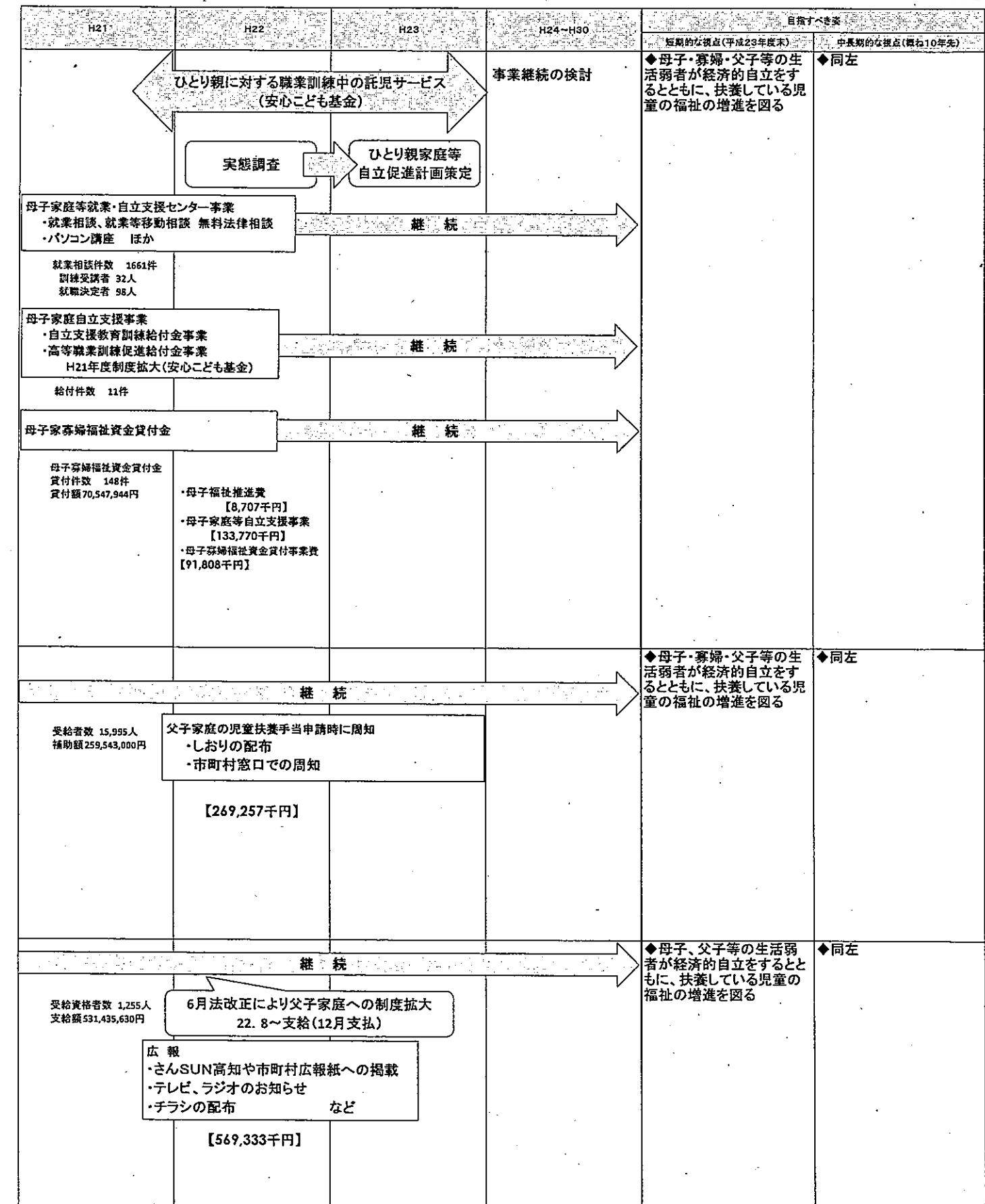
予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組nできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進mなかつた、できなかつたのか)	課題 (今まで何に取り組nできたか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進mなかつた、できなかつたのか)	対象者 区分 年齢
家庭支援相談等事業費	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童の相談体制の強化のために、電話相談をアウトソーシング H21年度 相談実人数(延人)数 ・来所相談 94人(1,261人) ・電話相談 275人(1,168人) ・訪問指導 124人(917人) ◆人材育成のため児童福祉司任用資格取得講習会を開催 ◆外部専門家の招へい 児童相談所の運営を詳しい専門家を定期的に招いての指導を実施 ◆法的対応力の強化 法的対応力のスキルを補うため、相談や助言だけではなく、裁判所への法的手続きを弁護士に委託 ◆児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職や、アパート等の賃借ができるよう身元保証人の確保を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆電話相談事業を外部委託により実施 ◆毎年、市町村職員のほか児童相談機関職員を対象とした研修会を開催 ◆平成20年度から児童福祉司任用資格取得講習会の実施 ◆県外の児童相談所長経験者を定期的に招いての運営力の強化 ◆裁判所への必要書類の作成等を弁護士に委託 ◆施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結する身元保証人確保対策事業の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童相談所の運営力を強化するため、外部専門家の常勤雇用の実現 →大阪府職員や定期的に招へいしている専門家を通じて紹介依頼するも実現せず ◆児童家庭相談体制を強化するため、市町村職員をはじめとする関係者の資質の向上 		

H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末) 中長期的な視点(概ね10年先)
<p>◆「子どもと家庭の110番」(年末年始を除く毎日、9:00～19:00まで) アウトソーシング先:社会福祉法人 みその児童福祉会 相談実人数(延人)数 ・来所相談 94人(1,261人) ・電話相談 275人(1,168人) ・訪問指導 124人(917人)</p> <p>◆市町村児童家庭相談体制整備事業 予算額 2,742千円 ・補助先 市町村 ・補助率 1/2(国1/2、市町村1/2) ・補助基準額(相談体制整備)(5市町) 1,040千円 (職員資質向上)(4市町) 576千円</p> <p>◆児童相談機関職員研修会(市町村職員ほか8月に2日間開催) 400名</p> <p>◆児童福祉司任用資格取得講習会(11月～12月の6日間) ・受講修了者 県 2名 市町村 5名</p> <p>◆児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(赤井先生) 20回</p> <p>◆虐待対応専門家チーム 医師 1名 弁護士 1名</p> <p>◆司法手続きの弁護士への業務依頼 弁護士 清瀬悦子 2件</p> <p>◆県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央こども家庭センター) ・派遣職員 3名(短期) (短期1・長期2)</p>	<p>◆「子どもと家庭の110番」(年末年始を除く毎日、9:00～18:00まで) アウトソーシング先:社会福祉法人 みその児童福祉会 相談実人数(延人)数 ・来所相談 94人(1,261人) ・電話相談 275人(1,168人) ・訪問指導 124人(917人)</p> <p>◆市町村児童家庭相談体制整備事業 予算額 2,742千円 ・補助先 市町村 ・補助率 1/2(国1/2、市町村1/2) ・補助基準額(相談体制整備)(5市町) 1,040千円 (職員資質向上)(4市町) 576千円</p> <p>◆児童相談機関職員研修会(市町村職員ほか8月に開催予定)</p> <p>◆児童福祉司任用資格取得講習会(11月～12月実施予定)</p> <p>◆児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(赤井先生) 20回予定</p> <p>◆虐待対応専門家チーム 医師 1名 弁護士 2名</p> <p>◆司法手続きの弁護士への業務依頼 弁護士 清瀬悦子</p> <p>◆県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央こども家庭センター) ・派遣職員 3名(長期)</p> <p>◆児童虐待予防モデル事業 ・保健師や保育士を対象に、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の発見や対応の仕方等についての研修(あまえ療法)をNPO法人カンガルーの会に委託して、幅広い地域でモデル的に実施。</p>		<p>◆児童相談所には充分なスーパーバイズができるチーフが配置できている ◆市町村には充分なコーディネートができる職員が配置されている ◆各市町村の保健と福祉の分野が十分に連携を図り、虐待予防の視点に立った取組みが組み立て出来上がっている</p>	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

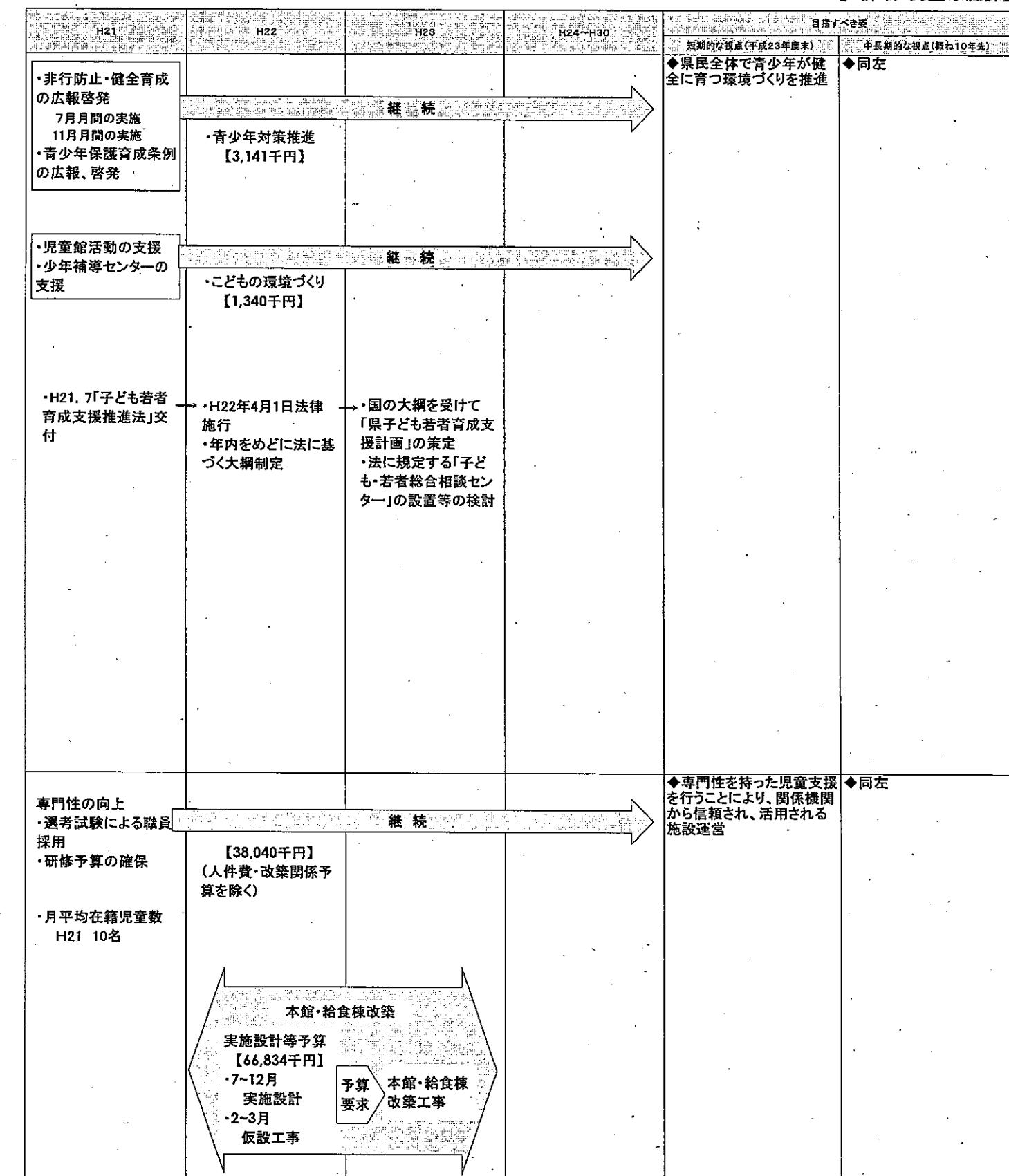
予算体系項目		現状		これまでの取組		これからの対策		対象者	
事業名		(今まで何に取り組んできたか)	(今までなぜ上手に進まなかっただけか)	課題	(今までなぜ上手に進まなかっただけか)	これからの対策	(今までなぜ上手に進まなかっただけか)	区分	年齢
(2)母子家庭等の自立支援	◆母子家庭の母は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態。	◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて自立に向けた支援を行った。	◆就業自立支援	雇用情勢が厳しいうえ、就業時間帯の問題や対象者のスキルが低さなどにより、臨時、パート雇用が多く、望む職種に就職するのが難しくなった。	◆就業自立支援	雇用訓練・研修 → スキルアップ	◆託児サービス → 訓練を受け易くする	母子・父子・寡婦等	
母子福祉推進事業費	17年高知県ひとり親收入実態調査 0~150万円 56.2% 150万円~350万円 34.7%	20年度 就業相談件数 1700件 就職決定者 133人 (常用雇用 45%)	◆貸付金事業	給付金ではなく貸付金であるため返済しなければならず、扶助資金等では、貸付額が300万円にもなり、長期間の返済になる。もともと生活	◆貸付金事業	◇託児サービス → 訓練を受け易くする	◆就業自立支援		
母子家庭等自立支援事業費	※H21年度 母子寡婦福祉資金貸付金制度改正 (連帯保証人が不要など)	21年度 就業相談件数 1661件 就職決定者 98人 (常用雇用 40%)	◆母子家庭の母が職業訓練等を受ける際の生活費の給付等	給付金ではなく貸付金であるため返済しなければならず、扶助資金等では、貸付額が300万円にもなり、長期間の返済になる。もともと生活	◆貸付金事業	◇移動相談会の導入 → 対象者への自立支援	◆貸付金事業		
母子寡婦福祉資金貸付事業費【特別会計】	※平成21年6月～ 自立支援給付金の制度拡大 103,000円(18ヶ月)	20年度 自立支援教育訓練給付金 7件 高等職業訓練促進給付金 1件	◆貸付金事業	未収金が約4千500万円に上り、償	◆貸付金事業	◇税外未収金対策チーム(連携) 債権回収	◆ひとり親家庭実態調査		
ひとり親家庭医療費助成事業費	◆父子家庭も母子家庭同様、経済的に厳しい状況の家庭が増えている。	21年度 自立支援教育訓練給付金 5件 高等職業訓練促進給付金 6件	◆母子家庭の母又は寡婦等に各種資金を貸し付けることで、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。	20年度未収金 41,976,527円 21年度未収金 45,274,378円	◆ひとり親家庭実態調査	◇ひとり親家庭への施策の検討に活用	◆ひとり親家庭等自立促進計画策定の基礎		
※平成22年8月～ 父子家庭への児童扶養手当支給	S28年度～実施	20年度 貸付件数 127件 貸付額 66,295,810円							
		21年度 貸付件数 148件 貸付額 70,547,944円							
児童扶養手当費	◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態。	◆母子・父子家庭への医療費に助成する市町村への補助	◆父子家庭の利用が少ない	◆父子家庭の所得が母子家庭よりも高いこともあり、利用が少ないと思われるが、児童扶養手当の父子拡大と合わせ、制度の周知に向け一層の広報に努める。	母子・父子・寡婦等				
	・保険診療による医療費の自己負担分等を給付 ・市町村が支払った額の1/2以内で県が補助	20年度 受給者数 15,401人 補助額 246,969,000円	父子家庭の利用割合 (20, 21平均) 約3%						
	実施時期 S51.7 (H19.10父子家庭も対象に)	21年度 受給者数 15,995人 補助額 259,543,000円							
	※平成22年8月～ 父子家庭への児童扶養手当支給	20年度 受給資格者数 1,114人 給付額 527,462,970円	◆父子家庭への制度拡大に伴う制度の周知	◆父子家庭への制度拡大が行われ、8月から支給されることになった。市町村に対する支援を行うとともに、支給漏れを防ぐための広報に努める。	母子・父子等				
		21年度 受給資格者数 1,255人 給付額 531,435,630円		広報 ・さん・SUN高知 ・テレビ、ラジオのお知らせ ・各市町村の広報誌 ・チラシの配布(ハローワーク等) ・フリーペーパーの掲載					
	実施時期 S37.1～								



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	これから対策	対象者
事業名					区分 年齢
(3)健全育成への環境づくり 青少年対策推進費 子どもの環境づくり事業費	<ul style="list-style-type: none"> ◆有害情報の氾濫等、青少年をめぐる環境の悪化 ◆ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、青少年の抱える問題の深刻化 ◆家庭機能、地域機能の低下 ◆刑法犯少年は減少傾向であるが非行率は全国ワースト上位で推移 H20犯罪少年:768人 非行率ワースト3位 H20触法少年:191人 非行率ワースト7位 ◆不登校児童生徒 H20:848人 ワースト6位 ◆高校中退者 H20:227人 ワースト5位 ◆若年無業者数 H19 5,330人 15~34歳人口に占める割合3.3% (全国2.1%) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会環境の変化に対応した青少年保護育成条例の改正等、青少年に悪影響を及ぼす環境からの保護 ◆青少年の健全育成は一朝一夕には難しく、継続した支援、県民への啓発活動が必要 ◆青少年の問題は多様化しており、各種相談機関等の連携による支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◆有害環境からの青少年の護る活動や県民への啓発は現在の取り組みを息長く継続 ◆子ども・若者育成支援法の趣旨(目的)である社会生活を営む上での困難を有する青少年等を支援するためのネットワークの整備を検討 		18歳未満 中心
希望が丘学園費	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関からの信頼と理解が十分でなく、施設の活用(入所措置)が低迷 定員40名に対し、月平均在籍児童数は ・H18 20名 ・H19 11名 ・H20 9名 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童自立支援施設として、不良行為等により入所した児童に対し、個々の児童の状況に応じた教育や指導を行い児童の自立を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆職員の児童支援の力量不足 ・専門性の向上 ・経験の浅い職員が多い ・行政経験のみの職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆職員の児童処遇技術の向上 ・専門性の向上 ・児童支援のノウハウを伝承できる中核職員の育成 	18歳未満 (小・中学生中心)



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

子育体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	これからの方策	対象者	
					区分	年齢
(4)子育て家庭への支援 児童手当・子ども手当費	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育てにかかる費用が大きい ◆子育て環境の不備 ◆子どもの貧困 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童手当 実施時期 S47年1月～ ◆23年度以降の制度設計が未定 ◆22年度は児童手当の制度を残し、地方自治体も財源を負担 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村における児童手当から子ども手当への円滑な移行への支援 ◆制度の周知徹底 ◆国の動向に注視し23年度以降の制度設計についての情報収集 		0歳～15歳になつた年の3月31日までの子ども	
		<p>20年度 支給対象児童数 67,212人 負担金 1,435,587,788 円</p> <p>21年度 支給対象児童数 65,726人 負担金 1,409,370,292 円</p>				
		<ul style="list-style-type: none"> ◆子ども手当 ・市町村におけるシステム改修 ・制度改正に伴う市町村事務への支援 				

